



厚生労働省

熊本労働局からのお知らせ

令和4年3月4日

【照会先】

熊本労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 濱野 裕一

労災管理調整官 菅 義明

(電話) 096-355-3183

～建設アスベスト給付金制度が創設されました～

令和3年6月9日に、議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、令和4年1月19日に完全施行されました。

この法律の施行に伴い、昭和47年10月1日から平成16年9月30日までの間に建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症された労働者、一人親方やその遺族の皆様へ、病態区分に応じ、給付金を支給します。

給付金の支給要件を満たす方においては、必要な書類をそろえ、厚生労働省労働基準局労災管理課建設アスベスト給付金担当あて、簡易書留やレターパックなど、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページに掲載しているほか、相談窓口として、労災保険相談ダイヤル（0570-006031）を設置しておりますので、ご利用ください。

○資料1：建設アスベスト給付金制度に係るリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/00088249.pdf>